

平成 26 年度第 3 回・第 4 回施策審議会の主な意見

1. 第 3 次新潟市障がい者計画 素案について

第 1 部総論 (P 1～17)

意 見

障がい者と障がいのある人という用語が混在しているが、これは統一したほうがいいのではないか。

【にいがた自立生活研究会のアンケート結果分析】

- ・ アンケート結果から経済的負担の軽減の占める割合は非常に高いが、現実問題として、ここに直接的に現金支給の制度を導入できるのかというと、非常に厳しい現状がある。65 歳以下の方々を見ると、雇用促進や就労支援をさらに充実させ、結果、経済基盤の充実を目指すということが求められていると考えられる。
- ・ 療育手帳の方々や精神障害者保健福祉手帳の方々については、経済的負担の軽減と相談支援体制が両方高い割合を示している。そこからすると、相談支援体制のところ、経済状況なども含めた日常生活全般の相談支援をしっかりと行う必要がある。
- ・ 貴重なアンケート結果ですので、単に計画案を作るところでとどめずに、今後も継続して、この結果を活用することが重要であると考えます。
- ・ 「あなたは障がいを理由として、差別、暮らしにくさを感じたり、嫌な思いをしたことがありますか」という設問に対する自由回答については、行政職員や福祉、あるいは医療従事者への研修を行うときに、こういった実情があるということで、有効に活用していくことが考えられる。

第 2 部各論

1 地域生活の支援・(1)相談支援体制の充実 (P18～19)

意 見

専門的な知識、経験のある方をピアカウンセラーとして配置すべき。

被災地生活の部分について、東日本大震災のときに被災地障がい者支援センターが民間団体によって設立された。このセンターを新潟市でも取り入れるべき。

「重度の知的障がいと自閉症をあわせもつ者等において不適切な対応が続くことで強度行動障がいという状態に至ることがあります。相談員には、重度知的障がい・自閉症等にかかる障がい特性と強度行動障がいの発現に関する専門的な知識や支援技術が求められています」という文言を盛り込むべき。

「強度行動障がいに発展する可能性のある障がい児について早期に専門療育を受けられるよう、及び障がい児者と暮らす親に対しペアレントトレーニングや精神ケアを受けられるよう、専門医療機関・支援機関との連携及び相談支援体制の充実に努めます」という文言を盛り込むべき。

1 地域生活の支援・(3) 経済的な支援 (P21)

意見

障害年金を受給するために、支援が必要な障がいのある人がいる。年金制度の周知のほかに一歩踏み込んで、支援という言葉を入れていただきたい。

障害年金がもらえない方に対する支援について、もう少し相談事業として力を入れていくべきではないか。

1 地域生活の支援・(4) サービス基盤の充実 (P22)

意見

「グループホームの供給増加を図るとともに、グループホーム体験訓練の場の確保について検討します」という文言を盛り込むべき。

1 地域生活の支援・(6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援 (P23~24)

意見

スポーツの記述を厚生労働省的ではなく、文部科学省的な書き方ができないか。障がいのある人たちのスポーツが文科省に一元化され、障がいの有無にかかわらずスポーツをとるところの書きぶりがあってもいい。

3 療育・教育の充実・(2) 学校教育の充実 (P30~31)

意見

すべての災害において、学校が避難所となっているが、災害によっては学校に避難できない場合もある。学校に避難できる環境づくりを学校教育で行うべき。

「特別支援教育の充実に教職員の専門性の向上は不可欠です」という文言を盛り込むべき。
「障がい児の障がい特性の把握と強度行動障がいを発言させない対応など専門的な内容を含め、充実に努める」という文言を盛り込むべき。

4 雇用促進と就労支援・(1) 雇用促進と一般就労の支援 (P32~33)

意見
障がい者雇用に対する企業への啓蒙を積極的に行政に企画していただきたい。
やはり一番は就職をしてから定着をずっとし続けるということが大事。定着支援をもう少し大事に、施策の方向性のところに加えるべき。

4 雇用促進と就労支援・(2) 福祉施設等への就労の支援 (P33)

意見
福祉施設等への就労の支援のところ、地域活動支援センターを中心に書いてあるが、就労継続AやBも入れるべきではないか？

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進・(3) 障がいと障がいのある人に対する理解の普及 (P38)

意見
今回のアンケートの結果からは、障がいのある方を対象にしたアンケートにもかかわらず検討中の条例の認知度が大変低い。啓発を強調する必要がある。
アンケートでは、精神障がいのある人から「障がい者の権利擁護」について施策の拡大を望む声が多くあった(回答率:24.3パーセント)。権利擁護についての一貫した啓発を素案の中に活かしていただきたい。

6 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進・(4) 福祉教育の推進 (P39)

意見
もっと手話を学ぶ機会を増やしてほしい。

2. 第4期新潟市障がい福祉計画 素案について

意見
福祉計画の中では、本来はケアホームだったけれどもグループホームになったというものと従来のグループホームというのを分けたほうがよい。
計画相談については、少なくとも年4回、あるいは困難事例と言われる方についてはやはり予算どおりの8万円つくような計画にして、もっと相談事業所を増やすようなサービス見込量の設定にしていきたい。そうしなければ、質の高い相談員を養成することはできない。
ロングショートで順番待ちの方が多いため、本来の短期入所を使えない方がいる。そのため実績値が伸びていないというのものもある。新潟市単独事業で通所施設における緊急の宿泊支援を行っているが、それでもやはり短期入所の受け皿も必要。
重度訪問介護という仕組み、あるいは行動援護という仕組みに力を入れていきたい。見込み量をもう一度検討いただきたい。
自立支援協議会の機能、役割、成果といったものをもっと多くの皆さんに知っていただくように、こちらからも意識的に情報発信をしていく必要がある。
行政とそれぞれの地域のニーズをできるだけ近づけていく役割も、自立支援協議会は持っているのだろうということが私の感じているところ。
権利擁護部会で提言した権利擁護センターの設置については、またワーキングチームを作って検討するとしていたが、据え置きになっている。
保育所等訪問支援について、二人の利用者が1か月に1回という数値は、もう少し別の数字であってもいいのではないか。